

入園申請確認票

申請児童名	
第1希望施設名	

提出する申請書類等を準備・確認のうえ、提出する書類の太枠内に✓してください。

申請書類に不備・不足があった場合、利用調整の基準指数や調整指数において不利となる場合があります。また、利用調整(選考)の過程で申請書類の不足が判明した場合でも、ご連絡はいたしませんので、「令和6年度4月入園のてびき」をよくお読みいただき、記入内容に漏れがないことや必要書類が添付されていることを必ず確認してください。

すべての方が必要な書類				
①	入園申請確認票 ※本用紙			
②	令和6年度 教育・保育給付認定兼入園申請書(2・3号認定児童用) ※入園のてびき10~11ページ参照			
③	保育必要事由確認書類 ※事由に応じた書類を選択 入園のてびき8ページ参照	父	母	
	就労	就労証明書(国標準様式 新潟市版 A4縦) ※提出日前3か月以内に記載されたもの		
		自営業 農業従事者 事業の実態や収入が確認できる書類 ※入園のてびき9ページ参照		
	就学	在学証明書(原本)		
		授業時間割など拘束性が確認できるもの		
	介護・看護	介護・看護状況申告書<市様式>		
		被介護・看護者に応じた書類		
	出産	次のいずれか ・母子健康手帳(写) ・妊娠届出書(写) ・母性健康管理指導事項連絡カード(写) ・医師の診断書(原本)		
	疾病・負傷	次のいずれか ・医療機関診断書(保育認定用)<市様式> ※提出日前3か月以内に記載されたもの ・医師の診断書等(写)及び就労先等からの証明(療養期間が確認できるもの)		
	障がい	障がい者手帳等(写)		
	災害	り災証明書(写)		
	求職活動	誓約書<市様式>		
育児休業	育児休業(雇用)証明書<市様式> ※提出日前3か月以内に記載されたもの			
	就労証明書 ※保育認定のために新潟市へ就労証明書を提出したことがない場合			
その他	区役所健康福祉課にご相談ください			
④	新規 専用 入封 れ筒 るに	マイナンバー記載用紙		
		代表保護者の番号確認及び本人確認 資料※入園のてびき12ページ参照		
	転園	転園届		
区分変更	同一認定こども園内における認定区分変更届			

対象の方のみ提出が必要な書類 ※必ず裏面を確認してください			
⑤ 世帯の状況に 応じて必要な 書類 (裏面の質問事項で「はい」を選択した方が必要な書類)	質問1	きょうだい同時申込(⑧その他)希望調査票	
	質問2	令和5年度市・県民税課税(所得)証明書(写)	
	質問3-2	①外国居住期間収入状況申立書	
		②申立書に記載した金額が分かる書類(給与明細等)(写)	
	質問4-3	①二世帯住宅であることが分かる間取り図	
		②両世帯1か月分の電気・ガス・水道の領収書(写)	
	質問4-5	該当する祖父母の「保育必要事由」確認書類	
	質問5	保育必要事由「介護・看護」の場合に必要な書類	
	質問6	次のいずれか ・身体障害者手帳(写) ・精神障害者保健福祉手帳(写) ・療育手帳(写) ・特別児童扶養手当受給者証(写) ・特別児童扶養手当支給停止通知書(写) (停止理由:所得制限額超過)	
	質問7	次のいずれか ・別居している子どもの健康保険証(写) ・生活費等の仕送りしていることが確認できる部分の通帳のページ(写)	
質問8-2	次のいずれか ・事件係属証明書(原本) ・呼出状(写)		
質問8-3	ひとり親世帯に関する申立書		
⑥ その他	【一次募集のみ】 申請期間内の提出が間に合わず、令和5年11月30日(木)までに追加提出予定の書類を下記()内にご記入ください 提出先: 第1希望施設が所在する区の区役所健康福祉課		
	()		

⑤世帯の状況に応じて必要な書類				
「はい」にチェックの場合、「必要書類」欄に記載された書類の添付が必要です。				
添付がない場合は、利用調整指数(入園のてびき20、21ページ)に反映されないこと、正確な保育料算定ができないことがあります。				
項目		回答		必要書類
質問1	令和6年4月入園(2・3号)申請を同時に行きようだいがいて、希望選考方法がパターン⑧である ※パターンについては、入園のてびき15～17ページ参照	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	きょうだい同時申込(⑧その他)希望調査票 ※あらかじめ、第1希望施設が所在する区役所健康福祉課にご相談ください。
質問2	【新規申請者のみ回答してください】 父母のうち令和5年度住民税が新潟市外で課税されている方がいる ※新潟市外で課税とは… ・令和5年1月1日時点で住民票が新潟市外であった場合 ・単身赴任などで住民票とは別住所に居住している場合など	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	令和5年度市・県民税課税(所得)証明書(写) ※提出日前3か月以内に発行され、合計所得が分かるもの。非課税・所得なしの場合も必要。書類の名称は問わない
質問3-1	父母のうち、令和4年中に海外居住期間がある	<input type="checkbox"/> はい →質問3-2へ	<input type="checkbox"/> いいえ	
質問3-2	(質問3-1で「はい」を選択した方のみ) 令和5年度市町村民税が国内で課税されていない	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	①外国居住期間収入状況申立書 ②申立書に記載した金額が分かる書類(給与明細等)(写)
質問4-1	令和6年4月1日時点で祖父母や曾祖父母と住民票の住所地が同じである(予定含む)	<input type="checkbox"/> はい →質問4-2へ	<input type="checkbox"/> いいえ	
質問4-2	(質問4-1で「はい」を選択した方のみ) 同一家屋に居住している(予定含む) ※それぞれが独立した別の家屋に居住の場合は「いいえ」を選択	<input type="checkbox"/> はい →質問4-3へ	<input type="checkbox"/> いいえ (◆1)	
質問4-3	(質問4-2で「はい」を選択した方のみ) 同一家屋に居住(予定含む)しているが、二世帯住宅で生計が別である	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ →質問4-4へ	①二世帯住宅であることが分かる間取り図 ②両世帯1か月分の電気・ガス・水道の領収書(写)(◆2) ただし、予定の場合は①のみ
質問4-4	(質問4-3で「いいえ」を選択した方のみ) 同居の祖父母は令和6年4月1日時点で65歳未満である	<input type="checkbox"/> はい →質問4-5へ	<input type="checkbox"/> いいえ	
質問4-5	(質問4-4で「はい」を選択した方のみ) 同居の祖父母に保育必要事由(求職活動を除く)がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ (◆3)	該当する祖父母の「保育必要事由」確認書類 ※入園のてびき8ページ参照
質問5	就労(就学)しながら病気や障がいの親族(原則、同居親族)を介護または看護している	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	保育必要事由「介護・看護」の場合に必要な書類 ※入園のてびき8ページ参照
質問6	障がい者手帳の交付を受けている同居親族(申請児童・おじおば含む)がいる	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	次のいずれか ・身体障害者手帳(写) ・精神障害者保健福祉手帳(写) ・療育手帳(写) ・特別児童扶養手当受給者証(写) ・特別児童扶養手当支給停止通知書(写) (停止理由:所得制限額超過)
質問7	生計を一にする別居(住民票が別)の子どもがいる	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	次のいずれか ・別居している子どもの健康保険証(写) ※扶養者が確認できるもの ・生活費等の仕送りしていることが確認できる部分の通帳のページ(写) ※通帳表紙を含む
質問8-1	申請受付最終日時点で離婚が成立または裁判所に離婚に向けた夫婦関係調整調停を申し立てている	<input type="checkbox"/> はい →質問8-2へ	<input type="checkbox"/> いいえ	
質問8-2	(質問8-1で「はい」を選択した方のみ) 申請受付最終日時点で別居(住民票上においても)をしている	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ →質問8-3へ	次のいずれか ・事件係属証明書(原本) ・呼出状(写) ※離婚が成立している場合は提出不要
質問8-3	(質問8-2で「いいえ」を選択した方のみ) 令和6年4月1日までに別居(住民票上においても)をする	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ (◆4)	ひとり親世帯に関する申立書 ※あらかじめ、第1希望施設が所在する区役所健康福祉課にご相談ください。

- ◆1 課税データにより、それぞれが独立した別の家屋であることの確認を行います。確認がとれなかった場合、同居扱いとなる場合があります。
- ◆2 保育料算定のため、入園施設決定後入園までのあいだに、直近2か月分を追加提出いただく場合があります。(予定の方は同居後3か月分)
- ◆3 調整指数上の「65歳未満の祖父母と同居し、祖父母が保育可能な状況にある(ひとり親世帯は除く)」の対象となります。
- ◆4 ふたり親とみなしますので、父母の書類が必要です。